

保険募集に関する事項

<代理店の権限について>

損害保険について

当代理店は、取扱損害保険会社との委託契約に基づく代理店です。
保険契約締結の代理権を有しており、お客様からのお申込みに対して当代理店が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険について

当代理店は、取扱生命保険会社との委託契約に基づき保険契約締結の媒介を行います。
保険契約締結の代理権はなく、お客様からのお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

告知受領権について

生命保険募集において、当代理店および募集人には告知受領権がありません。
生命保険のお申込みにあたり、健康状態や職業等の告知事項については、保険会社所定の告知書面または保険会社が指定する方法により、正しくお知らせいただきますようお願いいたします。

最終更新日：2026年8月1日
株式会社 読売情報開発